

令和 8 年分 源泉徴収税額表

令和 8 年 1 月から源泉徴収税額表が変わります !!

また、扶養親族等の合計所得金額要件等が変更されています。
詳しくは、19 ページの「税額表の使い方」をご覧ください。

【復興特別所得税について】

平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。
この税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

◇ 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）	《 1 ページ》
◇ 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）	《 8 ページ》
◇ 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	《15 ページ》
◇ 源泉徴収のための退職所得控除額の表	《17 ページ》
◇ 課税退職所得金額の算式の表	《17 ページ》
◇ 退職所得の源泉徴収税額の速算表	《18 ページ》
◇ 電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を定める財務省告示（別表第一～別表第四）	《18 ページ》
◇ 給与所得の源泉徴収税額の求め方	《19 ページ》
◇ 退職所得の源泉徴収税額の求め方	《23 ページ》
◇ 納付書の記載のしかた	《25 ページ》

（注） この「源泉徴収税額表」は令和 7 年 7 月 1 日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

【源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限】

- 納期の特例の承認を受けていない場合
給料や報酬などを支払った月の翌月 10 日
 - 納期の特例の承認を受けている場合（給与など特定の所得に限ります。）
1 月から 6 月までの分…………… 7 月 10 日
7 月から 12 月までの分…………… 翌年の 1 月 20 日
- ※ 1 納期限までに、e-Tax を利用するか又は最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署で忘れずに納付してください。
2 上記の 10 日又は 20 日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

令和 8 年 9 月下旬以降の所得税徴収高計算書（納付書）の様式変更について

令和 8 年 9 月下旬以降に税務署の窓口で配付する所得税徴収高計算書（納付書）について、様式変更（A4 三つ折りサイズ程度の複写式から A4 サイズの単票式への変更等）を予定しています。

なお、所得税徴収高計算書（納付書）の現行様式（複写式）については、令和 10 年 9 月頃まで使用することができる予定です。

所得税徴収高計算書（納付書）の様式変更については、国税庁ホームページ（「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」ページ）をご覧ください。
（<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm>）



「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

法人番号 7000012050002